

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和6年7月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、7月度の受付台数は13,858台で前年同月比110.9%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 令和6年度「昇降機等検査員地域講習会」の申し込み締切日について

前月の月報（別紙）で「昇降機等検査員地域講習会」開催についてのご案内をしておりますが、申し込み締切日を、令和6年8月16日（金）とさせていただきます。

申し込みについては現在も受付中ですが、定員になり次第受付は終了させていただきますのでご注意ください。

また、次月の月報になりますが「昇降機等定期検査実務要綱」及び「昇降機定期検査報告作成要領」を追加でご要望される報告会社様には、申し込み方法等をご連絡させていただきますのでお待ちしておりますようお願い致します。

2. (昇降機)及び(遊戯施設)の定期検査報告書・概要書の一部改正について

令和6年3月8日付の官報で、建築基準法施行細則の一部改正(国土交通省令第18号〔第1条])が公布され、令和6年4月1日から施行されております。

それに伴い、下記様式の(第二面)第一項に記載の「建築主事」が「建築主事等」に変更されます。

【報告書様式】

- ・(昇降機) 第三十六号の四様式(定期検査報告書)及び五様式(定期検査報告概要書)
- ・(遊戯施設) 第三十六号の十様式(定期検査報告書)及び十一様式(定期検査報告概要書)

つきましては、定期に報告会社様宛へ郵送しております定期検査報告書は、基準月が令和7年4月分より「建築主事等」に変更して郵送させていただきます。

なお、新規作成時には協議会HPからダウンロードしてご利用ください。

※ 一部改正の施行は令和6年4月1日からですが、令和7年3月31日までは経過措置となっております。